

第七章 貿易上の救済

第A節 RCEPセーフガード措置

第七・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「秘密の情報」には、秘密のものとして提供された情報及びその性質上（例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすこととなることを理由として）秘密である情報を含む。

(b) 「関税」とは、第二・一条（定義）(b)に定義する関税をいう。

(c) 「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国の領域において活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d) 「原産品」とは、第三・一条（定義）(1)に定義する原産品をいう。

(e) 「暫定的 R C E P セーフガード措置」とは、第七・八条（暫定的 R C E P セーフガード措置） 1 に規定するセーフガード措置をいう。

(f) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(g) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(h) 「経過的 R C E P セーフガード措置」とは、次条（経過的 R C E P セーフガード措置の適用）に規定するセーフガード措置をいう。

(i) 「経過的セーフガード期間」とは、特定の産品に関し、この協定が効力を生ずる日から附属書 I（関税に係る約束の表）の締約国の関税に係る約束の表に基づく当該産品についての関税の撤廃又は引下げが完了した日の後八年が経過するまでの期間をいう。

第七・二条 経過的 R C E P セーフガード措置の適用

1 この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、他の一又は二以上の締約国の原産品が絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で締約国の領域に輸入されている

場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する当該締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、輸入締約国は、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、自国の国内産業の調整を容易にするために必要な限りにおいて、次のことを行うことができる。

(a) この協定に定める当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方の税率を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 経過的 R C E P セーフガード措置が適用される日における実行最恵国税率

(ii) この協定が自国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

2 締約国は、関税割当て及び数量制限が経過的 R C E P セーフガード措置の形態として許容されないことを了解する。

3 物品に関する委員会は、いずれかの締約国の要請に応じ、経過的セーフガード期間の満了の遅くとも三年前までに経過的 R C E P セーフガード措置の実施及び運用（その期間を含む。）について討議し、及び見直すことができる。

第七・三条 通報及び協議

1 締約国は、次の場合には、他の締約国に対して書面により直ちに通報する。

(a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する次条（調査手続）に規定する調査を開始する場合

(b) 輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(c) 経過的 R C E P セーフガード措置をとり、又はその適用を延長する場合

(d) 経過的 R C E P セーフガード措置を修正すること（漸進的に緩和することを含む。）を決定する場合

2 1 (a) に規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a) 調査の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに 1 に規定する締約国の品目表を含む。）

(b) 調査の開始の理由の要約

(c) 調査の開始の日付及び調査の対象となる期間

3 締約国は、他の締約国に対し、次条（調査手続） 1 の規定に基づいて要求される自国の権限のある当局

による報告であつて公表されるものの写し又はURLを提供する。提供される報告は、自国の権限のある当局が当該報告において当初使用した言語によることができる。

4 1 (b)から(d)までに規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a) 経過のRCEPセーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに1に規定する締約国の品目表を含む。）

(b) この協定に従つて関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国の原産品の輸入の増加によつて引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠

(c) 経過のRCEPセーフガード措置の案の正確な説明

(d) 経過のRCEPセーフガード措置を導入しようとする日付及び当該経過のRCEPセーフガード措置の予定適用期間並びに当該経過のRCEPセーフガード措置の漸進的な緩和のための第七・五条（経過的RCEPセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）3に規定する計画がある場合には当該計画

(e) 経過のRCEPセーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っている証拠

5 経過のRCEPセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、特に、2及び4の規

定に基づいて提供される情報であつて次条（調査手続）に規定する調査から得られたものを検討すること、当該経過的 R C E P セーフガード措置に関して意見を交換すること並びに第七・七条（補償）に定める目的を達成するための方法について了解に達することを目的として、関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との事前の協議を行うための適当な機会を与える。

第七・四条 調査手続

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従つて自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ経過的 R C E P セーフガード措置をとる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する調査をその開始の日の後一年以内に完了することを確保する。

第七・五条 経過的 R C E P セーフガード措置の適用範囲及び適用期間

1 いずれの締約国も、次の事項に該当する経過的 R C E P セーフガード措置をとってはならない。

- (a) 重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えるもの
- (b) 三年の期間を超えるもの。ただし、例外的な場合において、当該経過の R C E P セーフガード措置をとる締約国の権限のある当局が、当該経過の R C E P セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であり、及び関係する国内産業が調整を行っている証拠があるとの条に定める手続に従って決定したときは、当該期間は、暫定的 R C E P セーフガード措置及び経過の R C E P セーフガード措置の適用の合計期間（当初の適用期間及びその延長の期間を含む。）が四年を超えないことを条件として、一年を限度として延長することができる。このただし書の規定にかかわらず、後発開発途上締約国は、自国の経過の R C E P セーフガード措置を一年の追加的な期間延長することができる。

(c) 経過的セーフガード期間の満了の時を超えるもの

- 2 原産品の輸入については、この協定に基づいて約束されたところに従って当該原産品について最初の関税の引下げ又は撤廃が効力を生ずる日から一年間は、経過的 R C E P セーフガード措置をとってはならない。

3 経過の R C E P セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該経過の R C E P セーフガード措置をとる締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該経過の R C E P セーフガード措置を漸進的に緩和する。

4 締約国が経過の R C E P セーフガード措置を終了する場合には、当該経過の R C E P セーフガード措置の対象となった原産品の関税率は、当該経過の R C E P セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう附属書 I（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に基づく税率とする。

5 既に経過の R C E P セーフガード措置の対象となった個別の原産品の輸入については、当該経過の R C E P セーフガード措置の終了から当該経過の R C E P セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年間のいずれか長い方の期間が経過するまで、経過の R C E P セーフガード措置を再度とってはならない。

第七・六条 少量の輸入及び特別の待遇

1 輸入締約国によるある製品の輸入において、一の締約国の原産品である当該製品の輸入の割合が全ての締約国からの当該製品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該一の締約国の原産品である当

該産品については、暫定的 R C E P セーフガード措置又は経過的 R C E P セーフガード措置をとってはならない。ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の締約国からの輸入の割合の合計が九パーセント以下であることを条件とする。

- 2 後発開発途上締約国の原産品については、暫定的 R C E P セーフガード措置又は経過的 R C E P セーフガード措置をとってはならない。

第七・七条 補償

- 1 経過的 R C E P セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、当該経過的 R C E P セーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国と協議の上、これらの輸出締約国のうち相互に合意したものに對し、当該経過的 R C E P セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易上の効果を有する譲許又は当該増大分と同等の価値を有する譲許を行うことにより、貿易上の補償の適切な方法を提供する。経過的 R C E P セーフガード措置をとる締約国は、当該経過的 R C E P セーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国に對し、当該経過的 R C E P セーフガード措置をとった日から三十日以内に協議を行う機会を与える。

2 1に規定する協議においてその開始から三十日以内に貿易上の補償について合意に達しない場合には、自国の産品について経過的RCEPセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的RCEPセーフガード措置をとる締約国との物品の貿易について実質的に同等の譲許の適用を停止することができる。

3 自国の産品について経過的RCEPセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的RCEPセーフガード措置をとる締約国に対し、2の規定に従って譲許の適用を停止する少なくとも三十日前に書面により通報する。

4 1の規定に従って補償を提供する義務及び2の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的RCEPセーフガード措置の適用期間が終了した時に消滅する。

5 2の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的RCEPセーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該経過的RCEPセーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的RCEPセーフガード措置がとられている最初の三年間については、行使されはならない。

6 経過的RCEPセーフガード措置をとり、又は延長する後発開発途上締約国は、影響を受けた締約国か

ら補償を要求されない。

第七・八条 暫定的 R C E P セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えることとなる危機的な事態が存在する場合には、輸入締約国は、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国からの原産品の輸入が増加し、その増加した輸入が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという自国の権限のある当局による仮の決定に基づき、第七・二条（経過的 R C E P セーフガード措置の適用）1 (a) 又は (b) に規定する措置の形態をとる暫定的 R C E P セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、暫定的 R C E P セーフガード措置をとる前に、他の締約国に対して書面により通報する。関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との当該暫定的 R C E P セーフガード措置の適用に関する協議については、当該暫定的 R C E P セーフガード措置がとられた後速やかに開始する。

3 暫定的 R C E P セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、当該暫定的 R C E P セーフガード措置をとる締約国は、第七・四条（調査手続）1 に定める要件に従う。同条 1 に規定す

る調査の結果が第七・二条（経過的RCEPセーフガード措置の適用）の要件を満たすとの認定とならない場合には、当該暫定的RCEPセーフガード措置をとる締約国は、当該暫定的RCEPセーフガード措置の結果として徴収した追加的な関税を速やかに払い戻す。当該暫定的RCEPセーフガード措置の期間については、第七・五条（経過的RCEPセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）1(b)に規定する場合に算入する。

4 第七・二条（経過的RCEPセーフガード措置の適用）2、第七・五条（経過的RCEPセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）4並びに第七・十条（他の規定）1及び2の規定は、暫定的RCEPセーフガード措置について準用する。

第七・九条 世界向けのセーフガード措置

1 この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（注）

注 各締約国は、第二十・二条（他の協定との関係）の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2 3に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってとられた措置について、締約国に権利を与え、又は義務を課するものではない。(注)

注 各締約国は、第二十・二条(他の協定との関係)の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

3 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってセーフガード措置をとる意図を有する締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、セーフガード協定第十二条1、2及び4の規定に従って要求されるセーフガードに係る調査の開始、仮の決定及び当該調査の最終的な認定に関する全ての関連する情報を書面又はURLにより速やかに提供する。締約国は、セーフガード協定第十二条の規定に従って当該セーフガード措置についてWTOのセーフガードに関する委員会に通報した場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。

4 いずれの締約国も、同一の産品について、次の措置を同時にとつてはならない。

(a) 暫定的RCEPセーフガード措置又は経過的RCEPセーフガード措置

(b) 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

第七・十条 他の規定

1 各締約国は、経過的RCEPセーフガード措置に関する自国の法令の運用が一貫した、公平な、及び合理的なものであることを確保する。

2 各締約国は、経過的RCEPセーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性があり、及び効果的な手続を採用し、又は維持する。

3 第七・三条（通報及び協議）1、第七・七条（補償）3及び第七・八条（暫定的RCEPセーフガード措置）2に規定する書面による通報については、英語により行う。

第B節 ダンピング防止税及び相殺関税

第七・十一条 一般規定

1 締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する。この節の規定は、これらの権利及び義務を確認し、及び基礎とする。

2 締約国の調査当局は、調査の過程において、回答者（注）から提供された情報であつて、ダンピング防止税の対象となる価格差の算定又は相殺関税の対象となる補助金の水準に関連するものを確認するために現地調査を行うことを決定した場合には、当該回答者に対してその旨を速やかに通知するとともに、次の(a)及び(b)に定めることを行うよう努める。ただし、これらの規定の実施が当該現地調査の実施を不必要に遅延させない場合に限る。

注 この2の規定の適用上、「回答者」とは、締約国の調査当局によりダンピング防止税又は相殺関税に関する質問書に回答するよう要求される生産者、製造者、輸出者、輸入者及び適当な場合には政府又は政府機関をいう。

(a) 当該回答者に対し、当該調査当局が当該情報を確認するための当該現地調査を行おうとする日の少なくとも七日前までに通知すること。

(b) 当該回答者に対し、当該情報を確認するための当該現地調査の少なくとも七日前までに、当該回答者がその確認において対処できるようにしておくべき項目及び検討のために利用可能なものとすべき裏付けとなる書類の種類を記載した文書を提供すること。

3 締約国の調査当局は、それぞれの調査及び見直しに関する秘密でない一件書類であつて、次の事項を含

むものを保管する。

(a) 当該調査又は見直しの記録の一部を成す全ての秘密でない書類

(b) 秘密の情報を開示することなく実行可能な限りにおいて、それぞれの調査又は見直しの記録に含まれる秘密の情報の秘密でない要約

4 締約国の調査当局は、調査又は見直しの間、当該調査又は見直しに関する秘密でない一件書類を次のいずれかの方法で利害関係者に利用可能なものとする。

(a) 当該調査当局の通常の執務時間中に閲覧及び謄写のために物理的に利用可能なものとする。

(b) 電子的に利用可能なものとする。

第七・十二条 通報及び協議

1 締約国は、他の締約国からの輸入に対するダンピング防止税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のある当局が受領した後ダンピング防止のための調査を開始する少なくとも七日前までに、当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報するよう努める。

2 締約国は、他の締約国からの輸入に対する相殺関税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のあ

る当局が受領した後調査を開始する前に、相殺に係る調査を開始する少なくとも二十日前までに当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報し、及び申請に関する協議に当該他の締約国を招請するよう努める。関係する締約国は、この期間内に協議を行うよう努めることとなる。

3 2に規定する協議に鑑み、2に規定する調査を開始しようとする締約国は、2に規定する他の締約国の要請があつた場合には、当該調査を開始する前までに、秘密でない申立てを当該他の締約国に提供する。当該調査を開始しようとする締約国は、適当な場合には、自国の国内法令において定める手続規則に従い、当該他の締約国が意見を提出し、及び追加の情報又は書類を提出するための適当な機会を提供するよう努める。

第七・十三条 ゼロイングの禁止

ダンピング防止協定第二条、^{9.3} 及び^{9.5}並びに第十一条の規定に従いダンピングの価格差が定められ、確定され、又は見直される場合には、全ての個別の価格差が、その正負にかかわらず、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較するに当たって算入される。この条のいかなる規定も、加重平均と個々の取引との比較に関するダンピング防止協定^{2.4.2}の第二文の規定に基づく締約国の権利及び義務を害し、並びにこれら

に影響を及ぼすものではない。

第七・十四条 重要な事実の開示

ダンピング防止協定^{6.5}及び補助金及び相殺措置に関する協定^{12.4}の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、可能な限り最終的な決定を行う少なくとも十日前までに、検討の対象となっている全ての重要な事実であつて、措置をとるかどうかを決定するための基礎を成すものの十分なかつ意味のある開示を確保する。当該開示については、書面により行うものとし、また、利害関係者が意見を述べるための十分な時間的余裕を与えて行う。締約国の調査当局は、意見が自国の法令又は調査当局が定める期間内に受領された場合には、最終的な決定において当該意見を考慮すべきである。

第七・十五条 秘密の情報の取扱い

締約国の調査当局は、秘密の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定^{6.5.1}に規定する当該秘密の情報の秘密でない要約を提供するよう要請する。ダンピング防止協定^{6.5.1}に規定する秘密でない要約については、ダンピング防止協定^{6.2}の規定に適合して、調査における他の利害関係者が回答し、及び自己の利益を擁護する機会を与えられるよう、秘密の情報として提供された情報の実質を合理的に理解することができ

るように十分詳細なものとする。

第七・十六条 紛争解決の規定の不適用

いずれの締約国も、この節又は附属書七A（ダンピング防止税及び相殺関税の手續に関する慣行）の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。この節の規定に対する紛争解決の適用可能性については、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に基づく見直しの対象となる。